

決算審査特別委員会の運営方針

1 会議時間

原則として、午前10時から午後5時までとする。

2 休憩時間

正午から午後1時までの1時間と、午後3時から午後3時30分までの30分間とする。

3 開 会

開会時刻となり、定足数に達したら直ちに開会する。

4 欠席・遅刻の連絡

事前に、必ず正・副委員長又は事務局長に連絡する。

5 議事運営

(1) 総括質疑

総括説明を受け、それに対する質疑を行う。質疑時間は質問・答弁合わせて50分以内を目途に行うこととし、超えた時間数を款別質疑の各会派の持ち時間から差し引くこととする。

(2) 内容審査

ア 一般会計は、原則として款別に、必要に応じ項別に細分して質疑を行う。

イ 特別会計は、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療のそれぞれを歳入・歳出一括して会計別に質疑を行う。

ウ 一般会計及び特別会計の質疑が全て終了した後、会計ごとの歳入歳出決算の態度表明を一括で行う。

態度表明は、各会派6分以内を目途に行う。

(3) 進行管理

委員長は、効率的な時間配分を提示し、委員会運営を行う。

なお、委員長は、発言機会平等の観点から、委員長の時間配分のもと、委員会運営を行い、発言時間が長時間に及ぶ委員には、発言を終了させることができる。

(4) 視察

ア 視察は、主要な予算執行の効果をみることを主目的に行うものとし、視察場所・箇所数については、必要に応じて調整する。

イ 視察場所について希望がある委員は、あらかじめ候補地を会派で取りまとめ、委員長まで申し出る。

ウ 委員長は、理事会において視察についての必要な事項を決定する。

(5) 会派の意見

反対意見又は賛成意見は1,500字以内で作成し、10月20日(火)午前10時までに事務局へメールで提出する。

6 質問・答弁

(1) 質問は、「主要施策の成果」のページ数を明示して、簡潔かつ明瞭に行い、答弁も、簡潔かつ明瞭に行う。

(2) 歳入審議の際に、歳出に関する質疑は行わない。

(3) 歳入審議のうち、12款分担金及び負担金から21款特別区債までについては、事前に質問を通告する

ものとする。

質問の通告は、事前通告用紙を作成し、10月7日（水）正午までに事務局へ紙又はメールで提出する。

なお、メール提出の場合は、送信後にその旨を事務局に電話にて連絡するものとする。

- (4) 常任委員会・特別委員会において審議した内容と同一の質疑は避ける。
- (5) インターネットで生中継していることを踏まえ、個人情報等が含まれる発言は行わないこと。

7 審査資料

- (1) 通例の資料は、あらかじめ配付してあるとおりである。
- (2) 資料は電子データを使用する。ただし、決算書及び主要施策の成果については、紙資料を併用する。
- (3) 審査の途中で必要となった資料は、委員会の決定により提出を求める。

8 出席説明員

- (1) 総括説明及びそれに対する質疑が終了するまでは、区長、副区長、教育長、会計管理者、各部長（担当部長、危機管理室長、監査事務局長を含む。児童相談所長は除く。）、各部庶務担当課長、政策研究担当課長、用地・施設マネジメント担当課長、財政課長、広報戦略課長とし、その他の理事者には自席待機を求める。
- (2) 内容審査に入ってから、区長、副区長、教育長、会計管理者、各部長（担当部長、危機管理室長、監査事務局長を含む。児童相談所長は除く。）、企画課長、政策研究担当課長、用地・施設マネジメント担当課長、財政課長、広報戦略課長、総務課長及び関係理事者とし、その他の理事者には自席待機を求める。

9 インターネット中継

10月8日（木）から19日（月）までの委員会を、インターネットで生中継及び録画配信する。

なお、運用は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、個人情報等に該当する発言、法令等に違反し又は委員会の秩序を乱す行為があったと認めるときは、当該発言又は行為の是正を促すために注意する。
- (2) 委員長は、前号の注意後も当該行為が継続する場合、必要に応じてインターネット生中継を一時停止し、又は当日の中継を中止することができる。
- (3) 委員長は、前号の場合、録画配信について公開を延期し、該当部分の削除その他必要な編集を行った上で公開することができる。
- (4) 委員長は、削除箇所が多い等により個別の削除が困難な場合は、当該範囲をまとめて削除することができる。
- (5) 委員長は、前各号に関する対応について、必要に応じて議長に報告し、承認を得るものとする。

10 その他

理事会室を理事者の待機席として活用する。